大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド岩沼店

岩沼市末広一丁目128-2 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号

- 3 市町村の意見の概要
- (1) 交通安全対策

繁忙期等の混雑が予想されるときは、渋滞等により周辺交通の妨げにならないよう案内表示や交通整理員の配置等により、通行車両及び歩行者等への交通安全に配慮した取り組みを実施していただきたい。

また、出店計画地東側の堀沿いの道路が狭く、出入りの際に危険が生じる恐れがあることから、安全対策に万全を期するようお願いしたい。

(2) 防犯対策

万引き防止対策を実施していただきたい。

また、閉店後の駐車場等が、未成年者等の溜まり場にならないよう、徹底した 施設管理に配慮していただきたい。

(3) 雇用対策

従業員採用の際は、地元雇用を優先するよう配慮をお願いしたい。

(4)災害発生時における応援協力体制

大規模災害発生時、地域貢献として次の事項について協力をいただきたい。

- ①物資の協力
- ②駐車場を避難場所や災害活動の拠点として開放
- 4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び岩沼市役所

6 縦覧期間

平成25年3月6日から平成25年4月8日まで(ただし、閉庁日を除く。)